



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社アルプス物流
代表者名 取締役社長 山崎 孝一
(コード番号 9055 東証第二部)
問合せ先 財務部長 荒川 信一
TEL (045)532-1982

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 顧客サービスの向上及び電子部品関連の物流業務の取扱い拡大を目的に電子デバイスの仕入・販売を開始いたしましたので、当社の事業目的に「電子デバイス販売業」を追加するものです。(現行定款第 2 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、当社定款上、不要となりました条文及び用語について形式的な変更をするものです。(現行定款第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 14 条)

なお、当社では株主権行使の手続きにつきまして、株式取扱規則に定めておりますが、その旨の明確化を図るため、現行定款第 10 条(株式取扱規則)の変更を併せて行うものです。

また、上記現行定款第 7 条の削除に伴い、必要となる条数の繰上げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 貨物自動車運送事業 2. 貨物運送取扱事業 3. 倉庫業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 貨物自動車運送事業 2. 貨物運送取扱事業 3. 倉庫業

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 不動産の賃貸業 5. 包装材料の製造販売業 6. 梱包業 7. 輸出入貨物取扱事業 8. 通関業 9. 利用航空運送事業 10. 航空運送代理店業 11. 合成樹脂材料の製造および販売業 (新設) 12. 特定労働者派遣事業 13. 金属回収業 14. 産業廃棄物の収集・運搬・処分事業 15. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p><u>(株券の発行)</u></p>	<p>4. 不動産の賃貸業 5. 包装材料の製造販売業 6. 梱包業 7. 輸出入貨物取扱事業 8. 通関業 9. 利用航空運送事業 10. 航空運送代理店業 11. 合成樹脂材料の製造および販売業 <u>12. 電子デバイス販売業</u> 13. 特定労働者派遣事業 14. 金属回収業 15. 産業廃棄物の収集・運搬・処分事業 <u>16. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p>	<p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p>
<p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p><u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第13条 (省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第39条 (省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第38条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月23日
定款変更の効力発生日	平成21年6月23日

以 上